東北公衆街路灯Ａ実施要綱

株式会社さくら新電力

目次

Ⅰ．本　則・・・

Ⅰ　本　　則

1　適用範囲

（1）東北公衆街路灯Ａ実施要綱（以下、「本実施要綱」といいます。）は、電気需給約款（低圧）（以下、「需給約款」といいます。）とともに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、本実施要綱　１（２）の地域のお客さまが公衆のため、一般道路、橋、公園等の照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯または小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、以下のいずれにも該当する場合に適用します。

（ａ）総容量が１キロボルトアンペア未満とします。

（2）本実施要綱は、次の地域に適用します。

ただし、電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島は除きます。

青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2　本実施要綱の変更

（1）当社は、次の場合に民法の規定にもとづき本実施要綱を変更することがあります。この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。

ア　託送約款等が改定または法令・条例・規則等の制定・改廃に伴い、それをふまえた実施要綱への変更が必要な場合。なお、本実施要綱の変更までの間、本実施要綱での託送約款等は変更後の託送約款等によります。

イ　消費税および地方消費税の税率が変更により電気料金に変更が必要な場合

ウ　社会の変化等により当社へ大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合。

（2）本実施要綱の変更方法は、お客さまに対し、事前に変更する事項をお知らせし、変更後も変更した事項をお知らせします。ただし、変更とならない事項はお知らせを省略することがあります。本実施要綱の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更の場合には、事前に変更事項の概要のお知らせのみとする場合があります。

（3）本実施要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

3　総容量

総容量は、下記区分ごとの容量（入力（出力で表示されている場合等は、需給約款別紙４（負荷設備の入力換算容量）によって換算します。）とします。）により算出

します。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の総容量の値を引き継ぐものとします。この場合は、他の小売電気事業者との間で容量の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものとします。

（ａ）電灯は、契約負荷設備ごとの容量

（ｂ）ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括した容量

（ｃ）多灯式けい光灯等は、その合計にした容量

（ｄ）小型機器は、契約負荷設備ごとの容量

４　電気料金

１月の電気料金は、以下の定める需要家料金、電灯料金、小型機器料金および需給約款別紙３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としなす。ただし、電灯料金または小型機器料金は、需給約款別紙１（燃料費調整Ｉ）（１）イによって算定された平均燃料価額が需給約款別紙１（燃料費調整Ｉ）（１）ロに定める３１，４００円（以下、「３１，４００円」といいます。）を下回る場合は、需給約款別紙１（燃料費調整Ｉ）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別紙１（燃料費調整Ｉ）（１）イによって算定された平均燃料価格が３１，４００円を上回る場合は、需給約款別紙１（燃料費調整Ｉ）（１）ニによって算定された燃料調整額を加えたものとします。

（ａ）需要家料金

需要家料金は、１月につき、東北電力株式会社が公表する「公衆街路灯Ａ」の料金単価と同一とします。

１契約につき	５５．００円

（ｂ）電灯料金

（ア）本実施要綱３（ａ）の場合は、１月につき、契約負荷設備ごとに東北電力株式会社が公表する「公衆街路灯Ａ」の料金単価と同一とします。

１０ワットまで１灯につき	１１８．９４円
１０ワットをこえ２０ワットまでの１灯につき	２２０．２６円
２０ワットをこえ４０ワットまでの１灯につき	４２２．９５円
４０ワットをこえ６０ワットまでの１灯につき	６２５．６８円
６０ワットをこえ１００ワットまでの１灯につき	１，０３１．０３円
１００ワットをこえる１灯につき１００ワットまでごとに	１，０３１．０３円

（イ）本実施要綱３（ｂ）の場合は、１ボルトアンペアを１ワットとして（ア）の料金を適用します。

（ウ）本実施要綱３（ｃ）の場合は、１ボルトアンペアを１ワットとして（ア）の料金を適用します。

（ｃ）本実施要綱３（ｄ）の場合は、１月につき、契約負荷設備ごとの容量に応じ東北電力株式会社が公表する「公衆街路灯Ａ」の料金単価と同一とします。

５０ボルトアンペアまでの１機器につき	３６７．６９円
５０ボルトアンペアをこえ１００ボルトアンペアまでの１機器につき	６８２．６６円
１００ボルトアンペアをこえる１機器につき１００ボルトアンペアまでごとに	６８２．６６円

２　前項（ａ）及び（ｂ）、（ｃ）に定める料金単価は、当社が定める料金表によらず、東北電力株式会社が公表する対象料金メニューの単価に連動して決定されます。
東北電力株式会社の当該料金メニューの単価改定（値上げ・値下げを含む）が行われた場合、当社は事前の個別通知を要することなく、同一内容の改定を行うものとします。

５　その他

（１）当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款２０（日割計算）に準じます。

（２）料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款３（単位および端数処理）に準じます。

（３）広告用電灯等を使用する場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設いただき、個別に１需給契約を結びます。ただし、技術上または経済上一括して供給することが適当と認められるときは、公衆街路灯Ａを適用することがあります。

（４）本実施要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

（５）その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準じるものとします。

附　　則

１　実施期日

この本実施要綱は、2026 年 2 月 1 日から実施します。

２　改定実施期日

本実施要綱の改定は、2026 年 11 月 1 日以降の計量日にかかるご使用分から適用します。